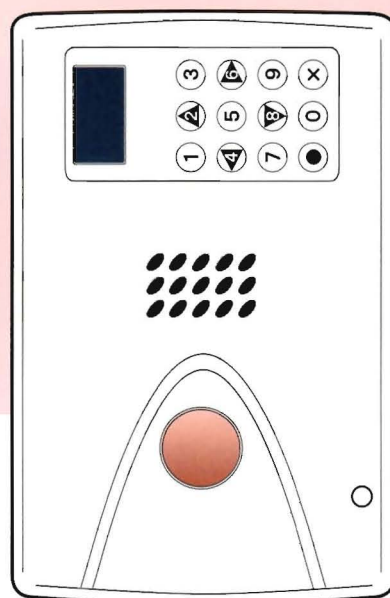


振り込め詐欺被害防止のための

自動通話録音装置を

無料で貸し出します



安心



申請受付期間

令和元年 8月21日(水)～ 9月20日(金)



さいたま市

① 対象者・申請方法

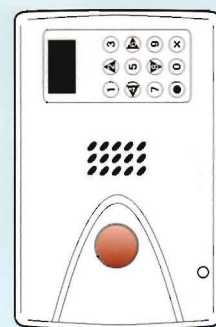


- 1. 対象者** 市内に居住する、日中に65歳以上の高齢者のみ在宅となる世帯
※令和2年3月31日までに満65歳以上となる方
- 2. 申請方法** 申請書を各区総務課もしくは市民生活安全課まで持参、
または市民生活安全課まで郵送してください。令和元年9月20日(金) 消印有効
- 3. 申請受付期間** 令和元年 **8月21日(水) ～ 9月20日(金)**
土日祝日除く 8時30分～17時15分
- 4. 台数** 500台(抽選)
- 5. 申請書配布場所** 区役所情報公開コーナー、支所、市民の窓口、公民館

② 機器の説明

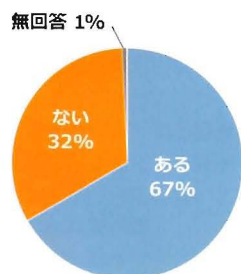
自動通話録音装置とは

電話がかかってくると自動で「この通話を録音します」などの警告メッセージが流れ、通話内容を録音する機器です。詐欺などの被害の未然防止に効果的です。

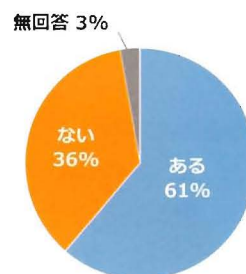


自動通話録音装置貸出事業利用者アンケート結果より

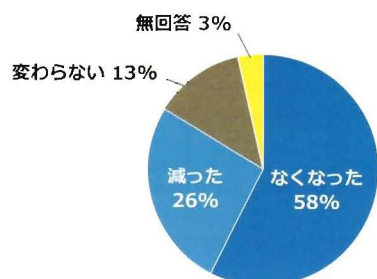
Q 装置取付前に振り込め詐欺と思われる電話を受けたことがありますか？



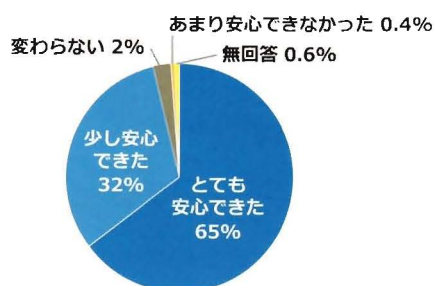
Q 装置取付前に悪質な勧誘などの電話を受けたことがありますか？



Q 装置を取り付けて、振り込め詐欺と思われる電話や勧誘などの電話を受ける回数に変化がありましたか？



Q 装置の取り付けによる安心感がありましたか？



③ 設置完了までの流れ

申請書に必要事項を記載



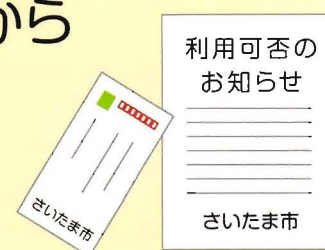
各区総務課もしくは市民生活安全課まで持参
または市民生活安全課に郵送

※土日祝日を除く 8時30分 ~ 17時15分



審査の結果、利用の可否について市から
お知らせを郵送します。

※申請者多数の場合は抽選となります。



利用が決定した方のお宅に
市の委託業者が伺い、
機器のご説明及び取付を行います。

※機器の設置は10月以降となります。



④ 使用上の注意事項等について

- 1 ナンバーディスプレイ機能のない電話機の場合、通話録音装置（以下、「装置」という。）の一部の機能が利用できない場合があります。
- 2 この装置は、電話による詐欺や電話を使用した犯罪を未然に防止するための機器であり、その他の用途による使用、転貸及び売却はできません。
- 3 この装置は、さいたま市以外の場所で使用することはできません。
- 4 保証期間（1年）終了後、機器の故障等により修理する場合、修理費用は利用者の負担となります。
- 5 いずれかの事情により、装置が不要となった際は、各区総務課または市民生活安全課へ返却してください。
- 6 装置を接続することにより、年間400円程度の電気代が発生しますが、利用者の負担となります。
- 7 高齢福祉課が実施している「あんしんコールセンター相談事業」による緊急通報機器が設置されている電話機に装置を取り付けた際、不具合を起こす可能性があります。緊急通報機器をご利用の方は事前にご相談ください。
- 8 利用されている回線の状況によっては、装置がお使いいただけない場合があります。

さいたま市自動通話録音装置貸出事業実施要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、市内のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のほか、日中高齢者のみとなる世帯等に対し、振り込め詐欺防止のための自動通話録音装置（以下「装置」という。）を貸与することにより、高齢者への詐欺その他の消費者被害を未然に防止するとともに、振り込め詐欺対策機器の普及啓発を図ることを目的とする。

(対象世帯)

第 2 条 本事業の対象世帯は、次のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 世帯員全員が、65歳以上の者（以下「高齢者」という。）である世帯
- (2) 日中において、在宅の世帯員が高齢者のみであることが常態である世帯
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める世帯

(利用の申請及び決定)

第 3 条 装置を利用しようとする対象世帯の世帯員は、自動通話録音装置利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、前条に定める対象世帯に該当するか否かの判断を行い、装置を利用する世帯を決定し、自動通話録音装置利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。ただし、利用しようとする世帯の数が装置の貸出予定台数を超える場合は、抽選により装置を利用する世帯を決定するものとする。
- 3 前項の規定により抽選を実施する場合、新規申請世帯を優先するものとし、過去に利用履歴がある世帯の利用決定については、全新規申請世帯の利用が決定した後で、かつ、新規申請世帯数が貸出予定台数に満たない場合に限り、実施するものとする。
- 4 同一利用者の世帯につき2台以上の申請があった場合、又は、現に1台利用している世帯から申請があった場合、当該申請については無効とする。
- 5 市長は、装置を利用する世帯について、自動通話録音装置利用者台帳を作成し、保管するものとする。

(装置の貸与)

第 4 条 市長は、前条第2項の規定により、装置の利用承認の通知を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、次の装置を貸与する。

- (1) 自動通話録音装置本体
- (2) ACアダプタ
- (3) 電話機接続用モジュラーケーブル

- 2 貸与の期間は、設置日から令和2年3月31日までとする。ただし、利用者が継続して装置の利用を希望する場合は、設置日から5年を限度として貸与することができるものとする。
- 3 貸与する装置は、利用者の世帯につき1台とする。

(装置の管理)

第 5 条 利用者は、貸与された装置を善良な管理者としての注意義務をもって使用しなければならない。

- 2 利用者は、貸与された装置を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。
- 3 利用者は、貸与された装置を損傷した場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

(録音等データの取扱い)

第 6 条 利用上装置に保存された録音その他のデータの所有権は、利用者に帰属する。

ただし、市長が必要と認める場合は、利用者の同意の上、録音その他のデータの提供に協力するものとする。

(緊急通報先)

第 7 条 装置の緊急通報システム機能の利用に際し、利用者は、緊急通報先の了解を得て装置に登録するものとする。

(変更の届出)

第 8 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに自動通話録音装置変更届出書（様式第3号）により、市長に届け出るものとする。

- (1) 利用者の住所又は電話番号に変更があったとき。
- (2) 第2条に定める対象世帯に該当しなくなったとき。

(利用の取消し及び装置の返還)

第 9 条 市長は、装置を利用する世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、自動通話録音装置利用取消通知書（様式第4号）により、利用承認の取消しを通知し、貸与した装置を返還させるものとする。

- (1) 第2条に定める対象世帯に該当しないと認められるとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 利用者から利用の取消しの申出があったとき。

(費用負担)

第 10 条 利用者は、装置の利用に要する経費のうち、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 装置の修繕料（保証期間中に保証される修繕を除く。）
- (2) 装置の修繕に付随して発生した費用
- (3) 装置利用にかかる電気料
- (4) 転居等による装置移設にかかる費用
- (5) その他利用者の責に帰すべき事由により発生した費用

(市への協力)

第 11 条 利用者は、第1条に掲げる目的の達成に必要な限度において、市からアンケート調査等の依頼があった場合は、協力するものとする。

(そ の 他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

〔お問い合わせ〕

市民局市民生活部 市民生活安全課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
TEL：048-829-1219 FAX：048-829-1969

このリーフレットは49,000枚作成し、1部あたりの作成費用は、5円(概算)です。